

**給与制度改革のお知らせ**

== 平成18年4月1日から実施 ==

給与支給明細書を手にし、「前月より減ったのでは？」と思いませんか？これは、3月まで寒冷地手当が支給されていたからです。

実際は今回の給与制度改革によりどのように変わったのでしょうか。
給与支給明細書を見ながら説明したいと思います。

100号給以上の人には「TOO」と打ち出されていますが間違いです。来月には直ります。

【例】T22 → 122号給です。

給与支給明細書		支給年月 平成18年4月	職員番号 1234567	氏名 (附則9項差額(B) 11800) 八戸 一郎	教育二	① 2 66	
				A (319200)			
給料月額	給料の調整額	教職調整額	管理職手当	初任給調整手当	所得 税	住 民 税	差引支給額(①-②)
② 321424		③ 13240	④				

① 改定になった給料表の級号給です。

号給が大きな数字になりましたね。これは、今までの給料の1号給が4分割されたからです。

たとえば、2級18号給を受けていた方は、その号給を受けていた月数に応じて2級65~69号給に切替えになりました。八戸一郎先生は、3月以上6月未満の期間2級18号給を受けていたので、2級66号給になりました。(詳しくは学校にある号給の切替表をご覧ください。)

Aの金額……給料表切替え後の給料月額 2級66号給の額です。

※ 教頭先生は給料表の額に7,500円が加算されています。

Bの金額……今まで受けていた給料表の額との差額です。

331,000円 (旧給料表2級18号給の額) - 319,200円 (Aの金額) = 11,800円

② 給料月額は給料の切替えに伴う経過措置により、給料表切替え後の給料月額と差額の合計(Aの金額+Bの金額)が支給されます。

でも、給与支給明細書の給料月額が331,000円(Aの金額+B金額)でないのはどうしてでしょう？

※ これは、平成16年4月1日から平成21年3月31日までの5年間、給料の削減が実施されているからです。校長・教頭は4%、期末勤勉手当の職務加算対象職員(給料の級が2級で経験年数10年以上)は3%、それ以外の職員は2%削減されています。管理職手当も5%削減されています。

給料表切替え後の給料月額と差額の合計(A+B) - 切替え後の給料月額(A) × 削減の%で計算されます。
331,000円 - 319,200円 × 3% = 321,424円 となります。

※ 但し、教頭先生の加算額7,500円については削減が行われません。

③ 教職調整額は給料表切替え後の給料月額と差額の合計(Aの金額+Bの金額)を基礎に計算され、4%が支給されます。

331,000円 (Aの金額+B金額) × 4% = 13,240円

※ 給料の調整額、管理職手当、期末手当、勤勉手当、へき手当、特勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当も同様です。

④ 管理職手当は切替え後の給料月額と差額の合計(A+B)を基礎に計算されますが、②※のとおり削減の対象になっていますので、以下のとおり計算されます。

管理職手当 - 切替え後の給料月額(A) で支給される管理職手当 × 5% = 支給額

その他の改正

- 勤勉手当の支給割合が6月は0.725月分、12月は0.725月分(再任用はそれぞれ0.35月、0.40月分)となった。
- 給料の調整額(小中学校では特殊学級担当者に支給)の調整基本額が改定になった。
- 昇給日が毎年4月1日になった。標準で校長は3号給、その他の職員は4号給、55歳以上になると2号給ずつ昇給する。枠外の昇給制度は廃止になった。
- 昇給期間の短縮及び特別昇給の運用が廃止になった。